

# ファシリティ・ネットワーキング相互接続コンソーシアム 活動規約

## 第1条 (名称)

本会は「ファシリティ・ネットワーキング相互接続コンソーシアム」(以下「FNIC」という。)と称する。

## 第2条 (目的)

FNIC は、建物・施設などの監視・制御ネットワークで、国際的に標準化が進んでいるオープンな規格を採用しているネットワーク同士を、積極的に相互接続するための実験基盤を確立し、マルチベンダおよびマルチプロトコルでのファシリティ・ネットワーキング・システムの構築促進を目指す。

設立発起人を中心に、協議会に所属する産学各界のメンバーをはじめ、制御通信規格団体、通信事業者、ハードウェア・ソフトウェアベンダ、インテグレータなど幅広い分野からの参加を募り、インタフェース基準の策定、国際標準化の推進などに取り組む。

## 第3条 (活動)

FNIC は第2条に定める目的実現のために、下記の活動を展開する。

- (1) IPv6、LonWorks、BACnet 等による相互接続確認実験
- (2) FNIC の目的実現のために必要な対外プロモーション
- (3) その他ミッション実現に向けて必要な事項

## 第4条 (会員)

- (1) FNICは、第2条の目的に賛同し、その活動を積極的に実行していただける法人、団体で、主査の承認を得た会員により構成する。
- (2) 会員としての登録にあたっては、別途定める「秘密保持に関する覚書」に同意の上、所定の入会申込書を事務局に提出しなければならない。
- (3) 会員の種類は以下のとおりである。会員種別の負担等は別途定める。
  - ・企業会員
  - ・団体会員

## 第5条 (会員の退会)

- (1) 会員はいつでも事前通知にて自主的に退会することができる。
- (2) 前項に加え、FNICの活動に不利益を与えるような行動、言論が認められたと主査が合理的に判断した場合、FNICを退会させることができる。

## 第6条 (会員の権利)

- (1) 会員は、FNIC の会員であることを、自社の広告、パンフレット、催事等において示すことができる。FNIC の会員である旨の表示については、別途定めるところに従う。
- (2) 会員はFNIC が行う、広告、広報、催事等において、その名前が掲載、掲出される権利を有する。また、FNIC が実施する活動に参加することができるとともに、個々の活動において参加しない権利も有する。

## 第7条 (会員の義務)

- (1) 会員は、広告、広報、催事等の費用及び人員の供出について、積極的に協力する。
- (2) 会員は、FNIC が実施する広告、広報、催事等においてその名称が利用されることを承認する。

## 第8条 (主査)

- (1) FNICに、主査1名を置く。

- (2) 主査は、FNIC会員の互選により、選任される。
- (3) 主査はFNICを代表するとともに、FNIC会務を総理する。
- (4) 主査は必要に応じて会員より副主査を選任できる。副主査は主査を代行する。

#### 第9条（総会）

FNICの最高決定機関として総会を置く。

#### 第10条（総会の開催及び召集）

- (1) 総会は原則として年1回開催する。ただし、会員現在数の3分の1以上から請求がなされた場合は、速やかに総会を招集する。
- (2) 総会は主査が召集し、主査が議長を務めるものとする。

#### 第11条（総会の成立）

- (1) 総会は、全会員の過半数の出席により成立する。
- (2) 総会への出席は、テレビ会議等による遠隔地からの参加も含む。

#### 第12条（総会の議決）

- (1) 総会の議事は、出席している会員の過半数をもってこれを議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- (2) 総会における議決は、認証によって裏付けられた電子メールによる委任状も含む。
- (3) 総会は、次に掲げる事項を議決するものとする。

- ア 規約の改正
- イ 事業計画及び事業報告
- ウ 予算及び決算
- エ その他FNICの運営上重要な事項

- (4) 総会は全て事務局で議事録を作成し、全会員に報告する。

#### 第13条（幹事会および幹事）

- (1) FNICに幹事会を置く。
- (2) 幹事は主査、副主査および設立発起人より選出しこれを構成する。
- (3) 幹事会の議長は主査とし、副主査がこれを代行することができる。

#### 第14条（幹事会の職務）

幹事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 総会の議決事項を実施するために必要な具体的事項
- (2) 各年度の事業計画案及び事業報告案
- (3) 各年度の予算案及び決算案
- (4) FNICの運営上、主査が緊急に決定を要すると認める事項
- (5) その他、主査がFNICの事業に関し必要と認める事項

#### 第15条（幹事会の運営）

- (1) 幹事会は、主査が召集し、運営する。
- (2) 幹事会は、全幹事の過半数の出席により成立する。
- (3) 幹事会への出席は、テレビ会議等による遠隔地からの参加も含む。
- (4) 幹事会の議事は、出席している幹事の過半数をもってこれを議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- (5) 幹事会における議決は、認証によって裏付けられた電子メールによる委任状も含む。
- (6) 幹事会は全て事務局で議事録を作成し、全幹事に報告する。

第16条（ワーキンググループの設置及び構成等）

- （1）幹事会は、FNICの事業を円滑に推進するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。
- （2）ワーキンググループにはリーダーを置く。リーダーは、会員のうちから幹事会の審議を経て主査が指名する者とし、ワーキンググループを運営する。
- （3）ワーキンググループの構成及び運営方法等については、リーダーが定めるところによる。

第17条（事務局）

- （1）FNICの事務処理のため事務局を置く。
- （2）事務局は主査が統括する。

第18条（FNIC活動のWEBにおける公開）

会員は、主査が必要と認めるFNICの活動概要、および、会員リスト（名称のみ）をWEB上で公開することに同意する。

第19条（活動期間）

FNICの活動期間は平成18年3月13日から平成19年3月31日までとする。ただし、1年毎に主査が目的の達成状況を確認したうえで、継続するか否かを判断し会員全員に通知する。

第20条（名称・ロゴマークの使用）

名称及びロゴマークの使用方法については別途定める。

第21条（会計年度）

会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第22条（ラボ・スペース使用）

- （1）相互接続実験のラボ・スペースを使用する際は、接続実験に必要な機材や人件費等の実費を負担する。
- （2）団体会員となっている各団体に加盟しているメンバーは、本コンソーシアムの企業会員であることを要せず、実費負担の下にラボ・スペースを利用することができる。

第23条（その他）

本規約に定めるものの他、FNICの運営に必要な事項は主査が定める。

以上

附則

第1条（施行期日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

第2条（経過措置）

この規約の施行の際、現にこの規約を議決した会の会員である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第4条の規定により会員として認められたものとみなす。

第3条（会員種別の負担）

会員種別の負担は、下記のとおりとする。

	負担
	会費 (千円/年)
企業会員	無償
団体会員	無償

以上